教研会場訴訟ニュース No.6

３・１７全国教研会場訴訟第４回口頭弁論

プリンスホテル渡辺社長らが出廷

日教組全国教研会場訴訟は、08 年 3 月 14 日に東京地方裁判所に提訴以降、08 年 6 月 3 日と 7 月 15 日の 2 回の口頭弁論が行われ、その後、双方の主張を整理するため４回にわたる弁論準備手続が行われました。去る 2 月 10 日の第 3 回口頭弁論において、中村委員長、高橋副委員長、現場教職員代表 2 人の日教組側証人の証言を終えました。

そして、去る 3 月 17 日（火）午前 10 時から午後５時までの第 4 回口頭弁論において、プリンスホテルの渡辺社長ら 4 人に対する尋問が行われました。当日は日教組第 152 回中央委員会が開催されていましたが、日教組弁護団 5 人とともに、日教組本部及び各地区代表が参加しました。

日教組弁護団、反対尋問でプリンスホテル側証人を厳しく追及！

プリンス側証人の尋問は、グランドプリンスホテル新高輪の湯谷管理支配人から始まり、管理支配人は解約の理由として、100 台を超える右翼の街宣車が来ることで周囲の住民、病院に迷惑をかけるためということを繰り返しました。これに対し、日教組弁護団の萬場弁護士は、第 58 次広島教研の会場周辺にも複数の救急病院があったが何ら問題が起きていないことを指摘し、何故プリンスホテルが警察を含めた警備についての協議に応じなかったのかと追求しました。

次に、プリンスホテル本社営業部の山野係長（07 年 3 月当時）が日教組の会場申込みを受けた際の状況を証言したのに対し、岩崎弁護士が反対尋問を行い、日教組の予約申込直後に、プリンスホテルは警視庁に対し、日教組の教研集会に対する右翼の街宣活動の状況等の問い合わせを行っていることを確認し、日教組側の説明が不十分であったとの主張が事実と異なることを明らかにしました。

最後に、株式会社プリンスホテルの渡辺社長が法廷に立ち、「解約はホテル周辺の迷惑を考えた結果で、日教組は解約を受け入れてくれると思っていた」などの全く身勝手な主張を繰り返しました。

反対尋問で槇枝弁護士は、渡辺社長の事件に対する認識と責任、この間のプリンスホテルの不当な行為を厳しく追及しました。

まず、解約に際して、ホテル側が一方的に契約を解除できないことは判っていた筈だが、どこで最終決定したのかと追求し、渡辺社長は「グランドプリンスホテル新高輪総支配人の決定を、社長として承認した。解約を受け入れてくれると思っていた」と述べ、そのプロセスについてはあいまいなままでした。

続いて、教研全体集会会場として契約していた新高輪プリンス「飛天」について、係争中に他の団体に貸した経緯を質し、同社長は、「裁判になることは覚悟していたが、プリンスの弁護士から絶対勝つ自信があると言われて『飛天』を貸すことを決めた」などと信じ難い証言を行いました。

さらに、同弁護士は、裁判所の３度にわたる仮処分決定に従わなかったことの不当性について厳しく追及しました。しかし、同社長は「決定には従わなくてはならないと思

ったが、周辺住民の迷惑を考えた」「裁判所で必ずプリンスの主張が認められると思っていた」などと、全く不合理な弁解を続けました。

同弁護士は、東京地裁でプリンスの主張が退けられた段階で、裁判に敗れた場合の対処を当然考えていくべきではないのかと追及し、裁判長からも、そのことは経営者として当然の責務ではないかと問いただされ、全く答えに窮してしまいました。

また同弁護士は「プリンスの主張している迷惑論は、日教組ではなく、右翼が迷惑をかけるということか」と確認し、「プリンスの論理では、右翼の妨害がある集会は開けないということになるのではないか」と質しました。最後に、裁判長からも、日教組の責めに帰すものはあるかとの問いがあり、同社長は、日教組には責任が無いことを認めました。続けて裁判長から、「非のない日教組に対し一方的に解約を行ってどうするつもりか」と問われ、同社長は「それなりの賠償を考えている」と答えざるを得ませんでした。

総括集会で経過と今後の展望を確認

裁判終了後、日教組側関係者による総括集会が弁護士会館で開催されました。小西書記次長の挨拶に続き、槇枝弁護団長から「この裁判の最大の目的は、日教組全国教研が、会場確保に苦労せず開催できるようになること」との話があり、本日の裁判では、裁判長が直接、被告に尋問するなど、被告側の主張が極めて不当なものであったことなどを報告しました。

今後は、4 月 28 日（火）に弁論が終結し、5 月 14 日（木）には、裁判長の職権による和解期日が行われます。弁論終結時に裁判所が一般的に行うものであり、日教組が一定の満足を得られる内容でない限り和解にはならず、判決が言い渡されます。

教研宿泊拒否でプリンスホテル社長らを書類送検

奇しくも、プリンス側の証人尋問が行なわれた 3 月 17 日午前 10 時、警視庁は、プリンスホテル幹部（渡辺社長など 4 人）と法人であるプリンスホテルを旅館業法違反で検察庁に書類送検したと記者発表しました。

第 57 次全国教研に絡んで、プリンスホテルは全体集会会場及び前夜祭会場とともに、日教組が契約していた宿泊（190 室×4 泊）を一方的に解約してきていました。この問題については、東京都港区が 08 年 4 月に旅館業法違反として、プリンスホテルに厳重注意を行いました。これを受けて日教組も弁護団と協議の上で、警視庁に刑事告発を行い、日教組の告発は 08 年 8 月に受理されました。そして、今回警視庁から検察庁への書類送検が行われました。日教組は、検察庁において厳重な処分が下されることを要望する旨のコメントを行いました。この問題についても、引き続き注視していかなければなりません。